

社会福祉法人広葉会役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広葉会の役員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事長の報酬は、次のとおりとする。

理事長	年額 480,000 円
-----	--------------

2 理事長が年の中途において就任したときは、その就任の属する月から、任期満了、辞職等の場合はその月までの月数を基礎として月割計算により報酬を支給する。

(支給期日)

第3条 報酬の支給期日は、毎年3月及び9月末日（これらの日が休日又は土曜日若しくは日曜日に当たるときは、その日前において最も近い休日又は土曜日若しくは日曜日でない日）それぞれ2分の1の額を支給する。ただし、理事長の職を離れたときは、その日の属する月の末日に支給する。

附 則

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

第2条 第1項 報酬を変更し施行する。